

日司連常発第124号
平成30年(2018年)11月30日

司法書士会会長 殿

日本司法書士会連合会
常務理事 樋口 威作夫

共有持分の相続に係る所有権の移転の登記の場合における租税特別措置法第84条の2の3第2項の適用について（お知らせ）

標記につきまして、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第84条の2の3第2項では、「当該土地の当該登記に係る登録免許税法第10条第1項の課税標準たる不動産の価額が10万円以下であるとき」と規定されています。

法務省民事局民事第二課において、共有持分の相続に係る所有権の移転の登記の場合における同項の適用の可否の判断をするに当たっての不動産の価額について国税庁に照会したところ、今般、国税庁から照会事案における不動産の価額については、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第10条第2項の持分の割合を乗じて計算した額とするのが相当であるとの回答があったことを踏まえ、今後の取扱いの整理がされ、その旨法務局及び地方法務局にも周知が図られましたので、お知らせいたします。

なお、本年11月15日から本日までの間に、租税特別措置法第84条の2の3第2項の適用があるにもかかわらず、登記所において同項の適用がないものとして教示を受け、共有持分の相続に係る所有権の移転の登記の申請をしたものについては、補正及び登録免許税の還付手続を行うことができる場合がありますので、貴会会員にご周知くださるようお願いいたします。

[本件に関する問い合わせ先]

日本司法書士会連合会 事務局事業部企画第一課

Tel 03-5925-8104（直通）／Tel 03-3359-4171（代表）